

軽自動車検査情報提供業務取扱規程の解釈及び運用に関する達

平成20年3月28日

理事長達第4号

第1章 総則

(適用)

第1条 軽自動車検査情報提供業務取扱規程(平成20年協会規程第3号。以下「取扱規程」という。)の解釈及び運用については、この達の定めるところによる。

(定義)

第2条 この達における用語の定義は、取扱規程の定めるところによる。

(軽自動車検査情報の仕様)

第3条 取扱規程第4条第2項の別に定める軽自動車検査情報の仕様は、電算管理室長が定め、公表するものとする。

第2章 軽自動車検査情報の提供の請求等

(申込書の記載事項等)

第4条 軽自動車検査情報の提供を受けようとする者は、取扱規程第5条第1項の申込書の記載に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 氏名若しくは名称又は住所の変更があった者であつて、変更前の氏名若しくは名称又は住所について軽自動車検査情報の提供を受けようとするものは、取扱規程第5条第1項第1号の氏名又は名称及び住所として、現在の氏名又は名称及び住所に加えて、変更前の氏名若しくは名称又は住所を記載すること。

二 軽自動車検査情報の提供を受けようとする者であつて、当該軽自動車検査情報の受取を他の者に委託するもの(以下「受取委託者」という。)は、取扱規程第5条第1項第5号の軽自動車検査情報の提供を受けるための方法として、当該委託先(以下「受取受託者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに当該受取受託者が当該軽自動車検査情報を受け取るための方法及び当該受取委託者が当該受取受託者から当該軽自動車検査情報を受け取るための方法を記載するとともに、当該受取受託者による軽自動車検査情報の安全管理の方法及び当該受取受託者に対する監督に関する事項を記載した書類を添付すること。

三 取扱規程第5条第1項第8号の軽自動車検査情報の安全管理の方法については、次に例示する措置に関する事項を記載すること。

イ ファイアウォールの設置

ロ 情報提供設備を設置する施設及び軽自動車検査情報を記録した記録媒体を保管する施設への立入りの制限

ハ ロの施設に立ち入り、電子計算機その他の設備又は記録媒体を取り扱った者及び取り扱った日時の記録並びに軽自動車検査情報の持出しの制限

ニ 軽自動車検査情報を取り扱う者の識別番号及び暗証番号又は指紋、写真その他の当該者を識別することができる情報による認証

ホ 軽自動車検査情報の暗号化

ヘ 軽自動車検査情報の取扱いに関するマニュアルの作成

ト 従業者に対する教育及び訓練の実施

チ 軽自動車検査情報の取扱いの状況に関する内部監査の実施

四 取扱規程第5条第1項第10号の軽自動車検査情報の提供先については、予定される提供先の氏名又は名称及び住所を記載すること。この場合、提供を受けた軽自動車検査情報の当該提供先への提供の方法、当該提供先による利用の方法及び安全管理の方法並びに当該提供先に対する監督に関する事項を具体的に記載した書類を添付すること。

2 取扱規程第5条第2項第1号の書面とは、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める書面とする。

一 個人 住民票の写し又は印鑑証明書であつて、交付後3月以内のもの

二 法人 登記事項証明書(現在事項全部証明書。ただし、名称又は住所の変更があつた者であつて、変更前の名称又は住所に関し、軽自動車検査情報の提供を受けようとするものにあつては、履歴事項全部証明書。)又は印鑑証明書であつて、交付後3月以内のもの

三 法人でない団体 軽自動車検査情報の提供を受けようとする者が本人であることを確認するに足りるものとして協会が認める書面

(申込書の提出方法に係る特例)

第5条 取扱規程第5条第3項ただし書(取扱規程第10条第3項及び取扱規程第11条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める者とは、次に掲げる者とする。

一 財団法人自動車リサイクル促進センター

二 国の機関であつて、提供を受けようとする軽自動車検査情報の利用の目的、利用の方法及び安全管理の方法を考慮して、協会が個別に認める者

(個人情報の取扱いにおける事故の発生に伴う欠格期間)

第6条 取扱規程第6条第3号の別に定める期間は、財団法人日本情報処理開発協会が運営するプライバシーマーク制度における欠格性の判断基準を参考として、個別の事故ごとに協会が定めるものとする。

(軽自動車検査情報の安全管理の方法に係る基準)

第7条 軽自動車検査情報の提供を受けようとする者において、次の各号のいずれかに掲げる措置が講じられている場合は、取扱規程第7条第1項第6号の基準に適合しているものとする。

一 財団法人日本情報処理開発協会が運営するプライバシーマーク制度に基づく

プライバシーマーク付与認定の取得

二 財団法人日本情報処理開発協会が運営する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度に基づく認証の取得

三 前2号に掲げる措置に準ずる措置

(承認情報提供機関の電子計算機との接続試験)

第8条 軽自動車検査情報の提供を受けようとする者であって、その電子計算機を専用の電気通信回線により承認情報提供機関の情報提供業務に係る電子計算機に接続して取扱規程第4条第3項の規定による委託をしようとするものは、最初に軽自動車検査情報の提供を受けようとする日までに、当該接続に係る試験を完了し、かつ、当該接続に係る試験が完了したことを承認情報提供機関が証する書面を協会に提出しなければならない。

(提供期間に係る条件)

第9条 協会は、取扱規程第7条第1項の規定による承諾の通知をした日が含まれる年度を越えて、軽自動車検査情報を提供しないものとする。

2 前項の年度の翌年度において、継続して軽自動車検査情報の提供を受けようとする者は、当該翌年度における軽自動車検査情報の提供に係る取扱規程第5条第1項の申込書の提出に際し、同条第2項各号の書面及び書類の添付を省略することができる。

(本人確認方法)

第10条 取扱規程第8条第1号の書面とは、次の各号のいずれかに掲げる書面とする。

一 情報利用者(受取受託者を含む。以下この条において同じ。)が国、地方公共団体及び法人その他の団体以外の者である場合にあっては、運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書その他法令の規定により交付された書面(以下「運転免許証等」という。)であって、取扱規程第5条第1項の申込書に記載されている情報利用者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されているもの

二 情報利用者が国、地方公共団体又は法人その他の団体である場合にあっては、これらが交付した身分証明書であって、取扱規程第5条第1項の申込書に記載されている情報利用者の名称及び住所と同一の名称及び住所が記載されているもの並びに運転免許証等であって、当該身分証明書に記載されている従業者の氏名と同一の氏名が記載されているもの

(変更申込書の添付書類)

第11条 取扱規程第10条第1項の変更申込書を提出しようとする法人であって、名称、住所又は代表者の変更があり、かつ、登記申請中であることその他やむを得ない事由により、同条第2項の規定により添付しなければならない書面又は書類

のうち、第4条第2項第2号の書面を添付することができない者は、当該変更の事実を確認するに足りるものとして協会が認める書類を添付しなければならない。

(他人への提供の特例)

第12条 取扱規程第12条ただし書の別に定める場合とは、情報利用者が、他人に、提供を受けた軽自動車検査情報の編集、加工、検索、集計その他の処理若しくは分析(以下「集計分析等」という。)又は取扱規程第7条第1項の規定により承諾を受けた取扱規程第5条第1項第6号の目的(次項において「承諾済目的」という。)による利用をさせる場合とする。

2 前項の場合において、情報利用者が、社団法人又は社団法人の社員に準ずる者の定めがある公益を設立目的とする団体(以下「社団法人的団体」という。)であって、その構成員(社団法人の社員及び社団法人的団体における社団法人の社員に準ずる者をいう。以下同じ。)をして、提供を受けた軽自動車検査情報の承諾済目的による利用をさせるため、当該構成員に無償で当該軽自動車検査情報を提供するとき限り、当該構成員は、他人に当該軽自動車検査情報の集計分析等又は承諾済目的による利用をさせるため、その者に当該軽自動車検査情報を提供することができる。

3 前項の規定により、社団法人又は社団法人的団体が、軽自動車検査情報の提供を受け、その構成員に当該軽自動車検査情報を提供し、かつ、当該構成員が、他人に、当該軽自動車検査情報を提供しようとする場合は、当該社団法人又は社団法人的団体は、取扱規程第5条第1項の申込書に、同項第10号の提供先の氏名又は名称及び住所として、当該構成員の氏名又は名称及び住所に加えて、当該構成員から当該軽自動車検査情報の提供を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(個人情報の取扱いに係る事故報告書)

第13条 取扱規程第13条第1項の規定による事故報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該事故の発生が判明した日
- 二 当該事故の種別
- 三 当該事故の発生及び判明の経緯
- 四 当該事故に係る軽自動車検査情報の範囲及びそれに含まれる軽自動車の台数
- 五 当該事故の原因
- 六 当該事故への対応の状況

2 前条第1項の場合において情報利用者から軽自動車検査情報の提供を受けた者、同条第2項の規定により情報利用者から軽自動車検査情報の提供を受けた当該情報利用者の構成員及び同項の規定により当該構成員から当該軽自動車検査情

報の提供を受けた者(以下総称して「二次利用者」という。)において個人情報の取扱いに係る事故が発生したときは、情報利用者が、当該事故に係る事故報告書を協会に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、取扱規程第27条の規定による報告書について準用する。

(二次利用者に対する立入調査)

第14条 協会は、必要と認めるときは、取扱規程第1条の目的の達成に必要な限度において、その職員をして、又は承認情報提供機関に委託して、二次利用者(法人その他の団体に限る。)の同意を得て、その事務所その他の事業場に立ち入り、提供を受けた軽自動車検査情報の利用の状況若しくは利用に供する施設その他の物件を調査し、又は関係者に質問させることができる。

第3章 承認情報提供機関

(申請書に添付する書面及び書類)

第15条 取扱規程第16条第2項第1号の書面とは、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める書面とする。

- 一 個人 住民票の写し又は印鑑証明書であつて、交付後3月以内のもの
- 二 法人 登記事項証明書(現在事項全部証明書)又は印鑑証明書であつて、交付後3月以内のもの
- 三 法人でない団体 情報提供業務を行おうとする者が本人であることを確認するに足りるものとして協会が認める書面

2 取扱規程第16条第2項第4号の書類とは、情報提供業務に係る組織に関する規程及び組織図並びに就業規則が記載された書類とする。

3 取扱規程第16条第2項第5号の書類とは、取扱規程第24条の規定による業務規程に定めるべき事項の概要が記載された書類とする。

4 取扱規程第16条第2項第6号の書類とは、情報提供設備を構成する機器及び設備の一覧が記載された書類、これらの機器及び設備の接続状況が記載された書類並びに情報提供設備を設置する施設及び軽自動車検査情報を記録した記録媒体を保管する施設の平面図が記載された書類とする。

5 取扱規程第16条第2項第7号の書類とは、情報提供業務に使用するプログラムの機能の一覧が記載された書類とする。

(情報提供業務の委託の特例)

第16条 取扱規程第18条第1項第3号の別に定める場合とは、次に掲げる基準に適合する者に委託する場合とする。

- 一 取扱規程第17条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 取扱規程第18条第1項第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる基準に適合する方法により、委託を受けた情報提供業務を行うこと。

三 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、委託を受けた情報提供業務を行うこと。

四 委託を受けた情報提供業務を自ら行うこと。

2 承認情報提供機関は、情報提供業務の全部又は一部を委託する場合は、当該委託に係る業務が前項各号に掲げる基準に適合する方法により行われるよう、当該委託先に対する必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

(プログラムの仕様)

第17条 取扱規程第18条第1項第5号の協会の定める仕様は、電算管理室長が定め、公表するものとする。

(情報提供設備を不正アクセス行為から防御するための措置に係る基準)

第18条 情報提供業務を行おうとする者において、次の各号に掲げる措置が講じられている場合は、取扱規程第18条第1項第7号の基準に適合しているものとする。

一 財団法人日本情報処理開発協会が運営する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度に基づく認証の取得

二 個人情報を含む軽自動車検査情報を電気通信回線を使用して提供しようとする場合にあっては、情報利用者以外の者が取扱規程第8条第2号の規定による暗証番号を容易に入手できないようにするための措置その他情報利用者について本人であることを確認し、及び当該軽自動車検査情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための特別な措置

2 情報提供業務を行おうとする者が、財団法人日本情報処理開発協会が運営する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度に基づく認証を取得している場合は、取扱規程第18条第1項第8号及び第9号の基準に適合しているものとする。

(協会の電子計算機との接続試験)

第19条 承認情報提供機関は、情報提供業務の開始の日までに、当該情報提供業務に使用する電子計算機と協会の軽自動車検査情報の提供に使用する電子計算機との接続に係る試験を完了しなければならない。

(契約書の記載事項)

第20条 取扱規程第20条第1項の規定による契約書には、次に掲げる事項を例として、必要な事項を具体的に記載しなければならない。

一 情報提供業務に係る軽自動車検査情報の範囲及び形式

二 情報提供業務に係る軽自動車検査情報の提供の時期及び方法

三 情報提供業務に係る料金(取扱規程第7条第1項第3号ただし書及び第4号ただし書の承認情報提供機関が特に承諾した場合に必要な費用を含む。)

四 情報提供業務に係る料金の納付の方法

五 情報利用者(二次利用者を含む。)による軽自動車検査情報の利用の状況について承認情報提供機関が行う調査に関する手続き

六 契約の変更に関する手続き

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項は、取扱規程第7条第1項の規定により協会が承諾した事項と同一でなければならない。

(承認情報提供機関による軽自動車検査情報の利用の特例)

第21条 取扱規程第20条第3項の別に定める場合とは、承認情報提供機関があらかじめ協会に軽自動車検査情報の提供を申請し、協会がこれを承諾した場合をいう。

2 協会は、次の各号に掲げる基準に適合する場合に限り、前項の承諾を行うものとする。

一 承認情報提供機関が提供を受けようとする軽自動車検査情報が、個人情報を含まないものであること。

二 承認情報提供機関が提供を受けようとする軽自動車検査情報の利用の目的が、軽自動車に係る安全性の確保、公害の防止その他の環境の保全、軽自動車の製造、流通、使用、整備、再資源化若しくはこれらに係る事業の増進、推進、発達若しくは改善又は車両法第76条の27第1項各号に掲げる協会の業務若しくは国、地方公共団体その他の者の法令に基づく事務又は業務の適正な遂行に著しく資するものであること。

三 承認情報提供機関が提供を受けようとする軽自動車検査情報の利用の方法が、当該軽自動車検査情報の集計分析等を行い、その結果を何人の請求に対しても提供するものであること。

3 取扱規程第28条各項の規定は、第1項の規定により協会が承諾した場合における承認情報提供機関による軽自動車検査情報の利用について準用する。

(変更届出書の添付書類)

第22条 取扱規程第21条第1項の規定による変更届出書を提出しようとする法人である承認情報提供機関であって、名称、住所又は代表者の変更があり、かつ、登記申請中であることその他やむを得ない事由により、同条第2項の規定により添付しなければならない第15条第1項第2号の書面を添付することができないものは、当該変更の事実を確認するに足りるものとして協会が認める書類を添付しなければならない。

第4章 軽自動車検査情報の提供に係る料金

(料金の納付に係る特例)

第23条 取扱規程第31条第1項ただし書の別に定める者とは、財団法人自動車リサイクル促進センターとする。

第5章 雑則

(申込書等の様式)

第24条 取扱規程の規定による申込書、申請書、届出書その他の書面の様式は、第1号様式から第9号様式までのとおりとする。

(標準処理期間)

第25条 取扱規程第5条第1項の規定による申込み、取扱規程10条第1項の規定による変更の申込み、取扱規程第16条第1項の規定による申請及び取扱規程23条第1項の規定による変更の申請に係る標準処理期間は、1か月とする。

附 則

- 1 この達は、取扱規程の施行の日から施行する。
- 2 「軽自動車の検査に係る情報の取扱いに関する基本方針」(平成13年8月28日理事長達第9号)は、この達の施行の日をもって廃止する。
- 3 取扱規程附則第2項の別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。
 - 一 軽自動車の所有者が、当該軽自動車について軽自動車検査情報の提供を受けける場合
 - 二 警察庁及び市町村(東京都の特別区を含む。)が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度において軽自動車検査情報の提供を受けける場合
 - 三 車両法第63条の3第1項の規定による届出をした自動車製作者等をして、当該届出に係る軽自動車の使用者の氏名及び住所を特定し、かつ、同項第1号及び第2号に掲げる事項を当該軽自動車の使用者に周知させることを目的として、社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合が、当該届出に係る軽自動車について軽自動車検査情報の提供を受け、かつ、当該軽自動車検査情報を当該自動車製作者等に提供する場合
 - 四 前3号に掲げるもののほか、軽自動車検査情報の提供を受けようとする者による当該軽自動車検査情報の利用の目的、利用の方法及び安全管理の方法を考慮して、協会が個別に認める場合

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称

代表者氏名

住所

軽自動車検査情報提供申込書

軽自動車検査情報提供業務取扱規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり軽自動車検査情報の提供を申し込みます。

記

- 1 氏名又は名称、代表者氏名及び住所
- 2 情報の範囲及び形式
- 3 情報提供の時期
- 4 情報提供の方法
- 5 情報の利用目的
- 6 情報の利用方法
- 7 情報の安全管理の方法
- 8 使用者(所有者)の同意の取得方法
- 9 情報の提供先

添付書類一覧

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

軽自動車検査情報提供変更申込書

年 月 日付けで軽自動車検査情報の提供の承諾を受けた事項について
軽自動車検査情報提供業務取扱規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり
変更を申し込みます。

記

1 変更しようとする事項

2 変更の理由

添付書類一覧

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

軽自動車検査情報提供請求中止届出書

年 月 日付けで提供の承諾を受けた軽自動車検査情報について、軽自動車検査情報提供業務取扱規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求の中止を届け出ます。

記

中止の予定日

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

個人情報の取扱いに係る事故報告書

年 月 日付けで提供の承諾を受けた軽自動車検査情報の利用において個人情報の取扱いに係る事故が発生しましたので、軽自動車検査情報提供業務取扱規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の発生が判明した日
- 2 事故の種別
漏えい 滅失 き損 目的外利用 その他
- 3 事故の発生及び判明の経緯
- 4 事故に係る軽自動車検査情報の範囲及びそれに含まれる軽自動車の台数
- 5 事故の原因
- 6 対応の状況

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

軽自動車検査情報提供業務承認申請書

軽自動車検査情報提供業務取扱規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 氏名又は名称、代表者氏名及び住所
- 2 事業場の名称及び所在地
- 3 情報提供業務の開始の予定日
- 4 自動公衆送信において識別されるための文字、番号、記号その他の符号

添付書類一覧

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

軽自動車検査情報提供業務変更届出(変更承認申請)書

年 月 日付け第 号で承認を受けた軽自動車検査情報提供業務について、軽自動車検査情報提供業務取扱規程第21(23)条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を届け出(変更の承認を申請)します。

記

- 1 変更しようとする事項

- 2 変更の予定日(取扱規程第21条第1項の規定による変更届出の場合に限る。)

- 3 変更の理由

添付書類一覧

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

役員選任(解任)届出書

年 月 日付け第 号で承認を受けた軽自動車検査情報提供業務について、軽自動車検査情報提供業務取扱規程第22条の規定に基づき、下記のとおり役員の選任(解任)を届け出ます。

記

- 1 選任(解任)した役員の氏名
- 2 選任した役員の履歴(解任の理由)

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

軽自動車検査情報提供業務休止(廃止)届出書

年 月 日付け第 号で承認を受けた軽自動車検査情報提供業務について、軽自動車検査情報提供業務取扱規程第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり休止(廃止)を届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする情報提供業務
- 2 休止(廃止)の予定日
- 3 休止の予定期間(休止の届出の場合に限る。)
- 4 休止(廃止)の理由

年 月 日

軽自動車検査協会理事長 殿

氏名又は名称
代表者氏名
住所

個人情報の取扱いに係る事故報告書(承認情報提供機関)

年 月 日付け第 号で承認を受けた軽自動車検査情報提供業務において、個人情報の取扱いに係る事故が発生しましたので、軽自動車検査情報提供業務取扱規程第27条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の発生が判明した日
- 2 事故の種別
漏えい 滅失 き損 その他
- 3 事故の発生及び判明の経緯
- 4 事故に係る軽自動車検査情報の範囲及びそれに含まれる軽自動車の台数
- 5 事故の原因
- 6 対応の状況

